# 第23期 第26回 農業委員会総会審議結果

開催日時	令和元年 11 月	令和元年 11 月 25 日(月曜日) 午後 2 時 00 分~午後 2 時 35 分								
開催場所	苫小牧市役所	苫小牧市役所第二庁舎2階北会議室								
山库曲坐手只	丹羽 秀則	中岡 亮太	今泉 宏治	及川 末男	⇒l c b					
出席農業委員	五十嵐 堅司	野村 真理子			計 6 名					
欠 席 委 員	山内 幸子									
議事録署名委員	今泉 宏治	及川 末男								

出席推進委員	寒河江 一富	佐久間 貴子	早勢 光明	黒 坂 章	計5 名
山市在医安县	山本 まり子				計 5 名
欠 席 委 員	羽原 吉一				

# 審議内容

# 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(相続による権利の移動)

I have 12 To 17 2 de - or to		氏 名	,	住 所			
1 権利を取得した者の氏名	① ②			■■■市■■■■■番地の■ ■■■市■■■■■番地の■			
		所 在•地	釆	地目		面 積(㎡)	
		1/1 11 20	Ħ	公 簿	現 況	四 /兵 (111)	
2 届出に係る土地の所在等		字植苗 17番	1	山林	畑·原野	18,644.00	
	1	92 番	1	畑	畑	1,983.00	
		92番2		宅地	畑	1,652.88	
		93 番 1		山林 畑·山林		71,808.00	
				<ul><li>①合計</li></ul>		94,087.88	
		字植苗 17番 5		山林	畑·原野	47,821.00	
	2	93 番 22		山林	畑·山林	34,098.00	
		93 番 23		山林	畑	7,522.00	
	②合計					89,441.00	
		(1)	② 合	計(農地面積)		183,528.88	
3 権利を取得した日			平成 29 年	年3月22日	1		
4 権利を取得した理由				■■■列	亡による相続		
5 取得した権利の種類及び内容			所有権				
6 農業委員会によるあっせん等	6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無			無			

# 報告第2号 現況証明願いの専決処分について

番号	所在 地番	公簿地目	農地 台帳 地目	面積 (㎡)	申 請 者 (所有者)	願出 理由	確認結果	確認委員
1	字沼ノ端	畑	登録なし	773	■■■市■■町	地目変更	農地•採草	農業委員
	34番20				■丁目■番■号	のため	放牧地以外	五十嵐 堅司
					行政書士			今泉 宏治
								推進委員
					■■■市■■町			寒河江 一富
					■丁目■番■号			早勢 光明

審議結果 原案承認

# 議 案 第 1 号 農地からの除外及び農地面積の見直しについて

1. 農地からの除外(再測量による地積の変更のため)

所在•地番	登記地目	登記面積(m²)	現況地目	現況面積(㎡)	所有者
字植苗 92 番 2	宅地	1,652.88	畑	1,652.88	
字植苗 92 番 3	宅地	330.58	畑	330.58	

2. 農地面積の見直し(再測量及び分筆のため)

### (分筆前)

所在•地番	登記地目	登記面積(m²)	現況地目	現況面積(㎡)	所有者
字植苗 17 番 1	11144	66 466 00	畑	27,768.00	■■ ■■(死亡)
	山林	66,466.00	原野	38,698.00	■■ ■■(死亡)
(分筆後)					_

所在•地番	登記地目	登記面積(㎡)	現況地目	現況面積(㎡)	所有者
字植苗 17 番 1	山林	18,644.00	畑	6,700.00	
	ШЖ	10,044.00		11,944.00	
字植苗 17 番 5	山林	47,821.00	畑	18,000.00	
	四小	47,021.00		29,821.00	

# (分筆前)

所在•地番	登記地目	登記面積(㎡)	現況地目	現況面積(㎡)	所有者
<b>点性# 00 巫 1</b>			畑	39,669.00	
	山林	100,870.00	山林	60,630.27	■■ ■■(死亡)
字植苗 93 番 1			雑種地	19.40	
			宅地	551.33	

### (分筆後)

所在•地番	登記地目	登記面積(㎡)	現況地目	現況面積(㎡)	所有者
字植苗 93 番 1	山林	71,808.00	畑	39,000.00	
子他田 33 番 1	Ш//	11,000.00		32,808.00	
字植苗 93 番 22	山林	24,000,00	畑	9,800.00	
于他田 93 雷 22	ШЖ	34,098.00		24,298.00	
字植苗 93 番 23	山林	7,522.00	畑	7,522.00	

審議結果 原案可決

# 議 案 第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について

(賃貸借による権利の設定)

「負負目による症がジ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
	地の表地	示 目	面 積	貸主の住所・氏。 生年月日		借主の住所・氏 生年月日 (設立年月日	
所 在•地 番	公 簿	現況	$(m^2)$	(設立年月日)		(設立	五年月日)
字樽前 107番1の内 108番の内 113番の内 116番1の内 106番1の内 518番3の内	原	畑畑畑畑畑畑	33,774 829 545 525 3,335 329 (39,337)	苫小牧市 ■■■ ■■■番 (■■・■■●番 ■■■ ■■■番 ■■ ■■■	生) 地	(株) ■ ■ ■ ■ 代表取紹	<b>静役</b>
<u>権利を設定</u>	こしようとするヨ	 里由の詳組		権利を設定しようとする契約の内容			
砂利採取のため。 なお、砂利採取後、表土に細かな火山礫砂利採取後の埋め戻き、埋め戻し土として消ほど表土として引きな元する。	1)設定の時期 許可日から 2)権利の存続期間 許可日から		7				
転用計画の	詳細		資金·事業計	画の詳細		備	考
1)転用の目的 砂利採取			:計画の内訳 自己資金	■■■■千円			
砂利採取量 59,603 m 工事費 I			■■■■千円 ■■■■■千円 ■■■■■千円				

※農地法第5条許可申請書確認書は別紙1

審議結果 原案可決

# 議 案 第 3 号 令和元年度農地パトロール(利用状況調査)結果について

地区担当委員個別調査(令和元年8・9月実施)

	筆 数	面 積(m²)	備	考
農地合計(a)	670	13,888,303		
市有地等(b)	7	1,321,126		
個別調査農地(a-b)	663	12,567,177		
優良農地	631	12,262,009		
全体調査対象農地(前年度 遊休農地・文書指導対象地を含む)	32	305,168		

# 全体調査(令和元年11月7日・8日実施)

	区分		筆 数	面 積(m²)	備考
Α	優良農地		1	26,769	
В	文書指導対象地(遊休農地化する恐れの	ある農地)	7	65,837	
С	その他		5	43,797	貸借検討中
D	遊休農地(法第32条第1項第1号) 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと 見込まれる農地	荒廃農地A分類 荒廃農地のうち抜 根、整地、区画整理、 客土等により再生する			
Е	低利用農地(法第32条第1項第2号) その農業上の利用の程度がその周辺 の地域における農地の利用の程度に比 し著しく劣っていると認められる農地(1 号を除く)	ことにより、通常の農 作業が可能と見込ま れるもの			
	計		13	136,403	

	非農地未	判定	非農	<b></b>	
荒廃農地 B 分類	筆数	面積 (㎡)	筆数	面積(m²)	備考
荒廃農地のうち農地・非農地判断基準第3 の規定に照らし、森林の様相を呈しているな ど農地に復元するための物理的な条件整備 が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみ て、その土地を農地として復元しても継続して 利用することができないと見込まれるものに相 当するもの(農地・非農地判定)	2	37,330	17	131,435	
B分類 合計	19			168,765	

審議結果 原案可決

#### その他

(1)農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について(相続による所有者の変更及び再測量による地積・地番の変更)

整理番号 31-3

利用権の設定を受ける者

■■県■■■■市■■■■■ ■■■番地■

株式会社 ■■■■ ■■■■

代表取締役社長 ■■ ■■

利用権の設定をする者 (変更前)■■■市■■■ ■■番地■

■■ ■■(法定相続人)

■■■市■■■ ■■番地■■

■■ ■■(法定相続人)

(変更後)■■■市■■■ ■■番地■

■■ ■■(相続)

利用権を設定する土地 (変更前)■■■市■■■ ■■番■ 1,983㎡

■■■市■■■ ■■番■ 900㎡

■■■市■■■ ■■番■の内 9,617㎡

(合計 12,500㎡)

(変更後)■■■市■■■ ■■番■ 内12,500㎡

(再測量による地積の変更による)

利用権の設定期間 令和元年5月1日~令和4年4月30日

利用権設定の内容 賃貸借権

(2) 農地法第3条第1項の規定による使用貸借権、貸主及び地番の変更について (相続による貸主の変更)

許可番号 苫農委第27号指令(平成24年4月27日付け)

貸 主 (変更前)■■■市■■■■■番地 ■■ ■■(死亡)

(変更後)■■■市■■■■■番地■■ ■■ ■■(相続)

借 主 ■■■市■■■■■番地■■ ■■

土 地 (変更前)■■■市■■■■■■■■■の内 10,000㎡

(変更後)■■■市■■■■■■■■■■■ 10,000㎡

(分筆による地番変更)

(3)第23期第27回農業委員会総会の開催について 12月24日(火)午後2時からの開催予定

#### 農地法第5条許可申請書確認書

#### 第23期第26回農業委員会 議案第2号

申請者(4条)	借 主(5条)	貸 主(5条)	確認者
_	株式会社 ■■		

#### 1 立地基準

#### (1)農地区分の判断

(1) 展地区分の刊刷 判断項目	該当	備考
【農用地区域内農地】	IN I	ин ~Э
農業振興地域整備計画における農用地区域内	レ	
【甲種農地】(市街化調整区域内にある農地)		
概ね 10ha 以上の一団の農地で、高性能農業機械による営農が可能な 農地	_	
農業公共投資対象後8年以内の農地	<u> </u>	
【第1種農地】		
概ね 10ha 以上の集団的農地	_	
土地改良事業等の農業公共投資の対象農地	_	
農業生産力の高い農地	_	
【第2種農地】		
鉄道の駅や市町村役場等から 500m 以内の区域内(宅地割合が 40% を超える場合は 1km を限度に延長可)農地	_	
農業公共投資対象外の生産性の低い小集団(概ね 10ha 未満)農地		
【第3種農地】		
水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設の路沿道で、概ね500m以内に2以上の教育施設等の公共公益的施設が存在	_	
申請地から概ね 300m 以内に鉄道の駅、インターチェンジ、市町村役場等がある	_	
住宅、事業所、公共施設又は公益的施設が連担	_	
街区の面積に占める宅地の面積割合が40%超	_	
都市計画法の用途地域内	_	
土地区画整理事業等の施行区域内		

#### (2)上記により判断した理由(判断理由の根拠となった図面・資料等も添付)

申請地については、市街地から南西約 5kmに位置する農業振興地域の整備に関する法律に基づき市が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用するべき土地として定められた区域内にある農地であり、農地法第5条第2項第1号イに該当する「農用地区域内農地」と判断する。

#### (3)農用地区域内農地等における不許可例外事由

- ○令第11条第1項第1号のイ
  - 事業(許可後1年間)実施後、優良農地に復元される一時転用事業。
- ○令第11条第1項第1号のロ

令和元年 11 月 13 日付け苫農水第 142 号により、市農業振興地域整備計画の達成上支障が無い旨、意見付きで回答有り。

各号全て該当することから、許可対象としてやむを得ない。

# 2 一般基準

# (1)事業実施の確実性

確 認 事 項	可否	備考
資力、信用力	可	残高証明書
転用行為の妨げとなる権利(貸借権、(根)抵当権、地上権等)者の 同意等	_	
遅滞ない申請用途に供する見込み	_	
他法令の許可、認可等の処分見込み	可	砂利採取法第16条に基づく採取 許可申請中
法令(条例含む)により義務付けられている行政庁との協議	_	
非農地と申請地との一体的な利用の確実性	_	
転用面積の妥当性	_	
転用目的が土地造成のみでないこと (宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性)	_	

# (2)被害防除措置の妥当性

確 認 事 項	可否	備考
土砂の流出、崩壊等災害の発生	可	・隣接地間に保安距離 2~5mで設置、法面勾配については1:1.5を計画されており、安全性は確保されていると考える。 ・表土除去等の際の地下水については、作業状況に応じ集水地を設け、ポンプアップし汚泥処理により場外排水路に排水する。
農業用排水施設の有する機能の支障	_	
周辺農地の営農条件への支障(日照、通風、分断、蚕食等)		_
農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能への支障	_	

# (3)一時転用

確 認 事 項	可否	備考
事業終了後の農地復元(表土の確保等)	可	埋め戻し土砂売買契約書
設定する権利が賃借権又は使用貸借権	可	土地賃貸借契約書

#### 3 添付書類

# (1)必須の添付書類

書 類 等	備考	チェック 欄
定款又は寄付行為(法人の場合) 法人の登記事項証明書(法人の場合)	定款、寄付行為等に定められた目的、業務の確認	レレ
土地の登記事項証明書	全部事項証明書(要約書は不可) 転用面積は原則土地登記簿の地積による	$\nu$
地番図	公図(地積図)等	レ
位置図及び付近の状況を表示する図面(周	必要に応じ色塗り	V
囲を含めた現況地目図)	「農地の区分」が明確に判断できるもの	レ
申請建築物又は施設の面積、位置及び施設間の距離を表示した図面	縮尺1/500~1/2,000程度	
資力・信用があることを証する書面	残高証明書、融資証明書等     必要に応じ過去の事業実績確認書	レ -
	所有権以外の権限で申請の場合は所有者同意書	_
所有者、地上権者等の同意書	地上権等の権利者がいる場合はその者の同意書 賃貸借の場合は農地法第20条関係書面	
他法令の許認可等の書面	許認可や議決等を了している場合	レ
土地改良区の意見書	土地改良区域内の場合	_
水利権者、漁業権者等の同意等	取水・排水等で調整等を要する場合	$\vee$

# (2)その他の添付書類

(2) その他の添付書類         書類       等	備考	チェック 欄
実測図等(一筆の一部を転用する場合)	所有権移転の場合は分筆後の申請を指導	- 1所 レ
転用行為の妨げとなる権利者の同意書	抵当権者等の同意書	_
事業計画書	(採取計画)	レ
事業計画の詳細	( " )	V
必要面積算定根拠	(求積 図)	レ
被害防除計画	(採取計画)	レ
工事工程表		レ
土地利用計画図		_
造成計画図(平面図、縦横断図)		_
取水、排水(雨水)等関係図面	(排水施設使用願)	レ
農地以外の土地の利用関係書類	土地利用の契約又は同意書の写し、関係機関等との 協議経過書類	レ
住民票	登記事項証明書と住所等が異なる場合	_
真正な権利者の証明(戸籍謄本、遺産分割協議書写し、相続放棄書写し、相続系統図、 印鑑証明又は同意書等)	相続未登記の場合	_
復元関係書類(砂利採取法等許可申請写し、埋戻土砂確保関係等書面(土量計算等)、関係図面(縦横断図等)など)	一時転用の場合	V
農振整備計画に係る市町村の意見等	農用地区域内の一時転用の場合で、農振整備計画 への支障がないことを確認	V
写真	現況写真、航空写真	_
その他	各法令に基づく許認可、告示等の写しなど	レ